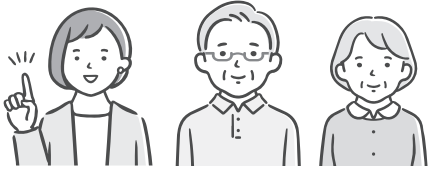


知っていますか



あなたのまちの 民生委員・児童委員

▶問い合わせ 社会福祉グループ (☎⁰⁵1911)

一番身近な相談相手

『民生委員・児童委員』は、厚生労働大臣から委嘱された、地域で暮らす方たちを支える一番身近な相談相手です。

誰もが安心して暮らせるよう、生活上の困りごとや心配ごとを抱える方の相談に応じます。

相談内容により、市や社会福祉協議会などの支援やサービスを受けられるようにしたり、高齢者や障がいのある方の世帯の見守り・安否確認などを行います。地域には欠かせない存在です。

求められる担い手

市では現在、13人の『民生委員・児童委員』がそれぞれの担当地区で活動しています。

※うち12人は主任児童委員。

しかし、登別市の『民生委員・児童委員』の定員は13人とされており、委員数が不足しているのが現状です。

少子高齢化など、社会状況の変化に伴い、相談内容も多様化している中、地域を支える担い手が求められています。

あなたの人生経験を
生かして

民生委員・児童委員の活動をしませんか

次の地区の『民生委員・児童委員』が不足しています。
子育てや仕事の経験を生かして活動してみませんか。

民生委員・児童委員が不足している地区

- 登別本町2丁目の一部
- 美園町3丁目の一部
- 柏木町2～4丁目の一部
- 美園町3・5丁目の一部
- 栄町1・2丁目の一部
- 新生町4丁目の一部と6丁目
- 桜木町4丁目の一部（桜木団地）

Q

民生委員・児童委員の活動に関するよくある質問

A



活動期間はどれくらいですか。

A

任期は3年で、3年おきに全国で一斉改選が行われます。再任も可能で、10年以上委員として活動している方も多くいます。



どうしたらなれますか。資格は必要ですか。

A

厚生労働大臣からの委嘱を受ける必要がありますが、特別な資格は必要ありません。活動への熱意がある方が求められています。



仕事と並行してできますか。

A

活動日数が定められているわけではないので、無理のない活動が可能です。実際に仕事をしながら活動している方もいます。



報酬はありますか。

A

給与や報酬などは支給されません。ただし、活動に必要な交通費や電話料金などの一部が『活動費』として支給されます。



地域と関わりのなかった私でもできますか。

A

もちろんできます。地域との関わりは誰もが初めから持っているものではありません。活動を通して、地域との関わりが広がっていきます。